

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県歴史・美術センター黎明館 副館長 三反田 みどり



1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

黎明館第 2・3 特別展示室照明設備 LED 化業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

本委託は、県歴史・美術センター黎明館の第 2・3 特別展示室照明器具を LED 化することとし、長寿命・省エネ化が図れるものとする。

LED 照明器具は、建築意匠を損なわないように、意匠を考慮したものを製作するものとする。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(4) 履行場所

入札説明書による。



2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）に基づく入札参加資格審査に合格している建設業者（格付業種「電気工事」の「A 級」に限る）であること及び、鹿児島市内に本店又は支店・営業所を有している者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体において代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経

営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められる法人又は個人

- エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限日から落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年鹿児島県告示第450号)第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者ではないこと。

- (5) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書を令和7年5月20日(火)午後5時までに(6)の提出場所に提出すること。

- (6) 提出場所

鹿児島県歴史・美術センター黎明館総務課

鹿児島県鹿児島市城山町7番2号

- (7) 資格審査の結果

資格審査の結果は令和7年5月21日(水)までに書面又は電話により通知する。

- (8) 提出書類に関する説明

提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (9) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月23日(金)午後2時

イ 場所 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 3階講座室
(鹿児島市城山町7番2号)

- (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 3階総務課
(鹿児島市城山町7番2号)

(イ) 交付期限 令和7年5月23日(金)午後1時30分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札説明会

無

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件(入札金額及び指名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書による入札又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定する。

11 契約書案等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県歴史・美術センター黎明館 総務課

〒892-0853 鹿児島市城山町7番2号

電話番号 099-222-5100

ファックス番号 099-222-5143

メールアドレス reimeisomu@pref.kagoshima.lg.jp

13 その他

(1) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求

鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、理解の上、入札に参加すること。

(2) 入札に関する問い合わせ等

今回の入札について質疑事項がある場合は、12の場所に、令和7年5月20日（火）午後5時までに、別紙「質疑書」を参考に、文書により連絡すること（ファックス可）。

なお、質疑事項については、取りまとめの上、入札参加資格を有すると認められた者に対し、電子メール又はファックスにて回答する。

